

令和8年度保育料等のお知らせ

令和8年度の保育料の基準額については、下の表のとおりとなります。また、保育料等の軽減については裏面をご覧ください。

【令和8年度保育料基準額表】

(月額・円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額	
		3号認定 3歳未満児	
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯等	0	0
第2階層	8月までは前年度 非課税世帯	0	0
第3階層	8月までは前年度分、9月からは当該年度分の市民税の額 (第3階層から第8階層については所得割の額)の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	19,500 19,300
第4階層		母子世帯等	9,000 9,000
第5階層		97,000円未満	30,000 29,600
第6階層		うち77,101円未満である母子世帯等	9,000 9,000
第7階層		169,000円未満	44,500 43,900
第8階層		301,000円未満	61,000 60,100
第9階層		397,000円未満	80,000 78,800
第10階層		397,000円以上	104,000 102,400

※ 保育料における年齢基準は令和8年4月1日時点の年齢です。

【保育料の軽減について】

(1) 多子世帯

①【国による利用者負担軽減】※申請は不要です。

条件	第2子	第3子以降
認可保育所等に同時入所	半額	無料
市町村民税所得割合算額57,700円未満 (第5階層の一部以下の世帯) ※同時入所を問わない	半額	無料

②【市による利用者負担軽減】※第2子及び第3子以降の児童は申請が必要です。

いすみ市では0～2歳児の児童のうち、第1子及び第2子の児童については保育料の70%を減額し、第3子以降の児童については、保育料を全額免除します。

※第2子の児童で国の保育料軽減が50%に該当する場合は、残りの20%を市で軽減します。

※第3子以降の児童で国の保育料軽減が50%に該当する場合は、残りの50%を市で軽減します。

(2) ひとり親世帯等

ひとり親世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯のうち、年収約360万円未満の世帯・市町村民税所得割合算額77,101円未満(第6階層までの世帯)については、同時入所を問わず第2子以降は無料となります。ただし、父母等が非課税世帯であって児童と生計を一にしている祖父母等(家計の主宰者)がいる場合は、その者の課税額を含め保育料を決定いたします。

(3) 幼児教育の無償化について

3～5歳児と非課税世帯の0～2歳児の保育料は0円です。

(4) 保育所等給食費について ※申請は不要です。

3～5歳児は1か月4,500円の保育所等給食費(副食費)負担がありますが、令和8年度については、市独自の軽減として市内に住所を有する3歳児～5歳児クラスの児童について、保育所等給食費を全額免除します。

* 保育料の軽減については、市税、国民健康保険税及び保育料の滞納がない世帯が対象となります。